

最近の年金関連トピックス

平成30年4月

目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 年金制度関連	
1-1. 厚生労働省、「確定給付企業年金の事業状況等(平成25～27年度)」を公表	… 4
1-2. 予定利率設定の年金数理人による確認とそのポイントについて	… 5
1-3. 平成29年10月～12月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率は年16.63%(告示改正)	… 9
1-4. 平成30年度の予定利率について(厚年、DB)	… 11
1-5. 厚年本体の平成29年度運用実績(弊社推計値)について	… 13
2. 退職給付会計関連	
2-1. ASBJが実務対応報告第37号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」を公表	… 16
3. その他のトピックス	
3-1. リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について	… 18
3-2. 個人型DC(iDeCo)の加入者数、70万人を突破	… 19
3-3. 平成30年度の年金額改定について	… 20
3-4. 国立社会保障・人口問題研究所が「日本の世帯数の将来推計(全国推計)-2018年推計-」を公表	… 21
3-5. 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「新しい私的年金に関する3つの政策提言」を公表	… 22
3-6. 新たな「高齢社会対策大綱」閣議決定	… 24
3-7. 金融庁、コーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表	… 26
3-8. 金融庁、「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」に関する意見募集開始	… 27
4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成30年1月～3月)	… 30

※ 平成30年1月～平成30年4月2日の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

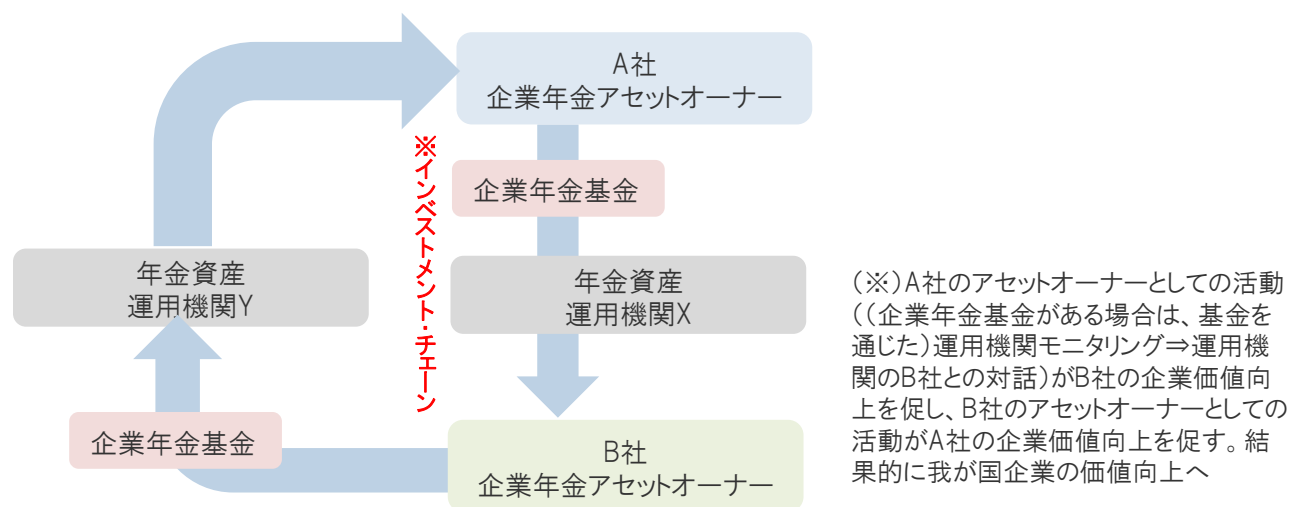
《コーポレートガバナンス・コード見直しに向けた動き》 ⇒ P.26～28

コーポレートガバナンス・コード(以下、CGコード)とは、2015年に金融庁と東京証券取引所が導入したものです。2017年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、企業の収益性向上のため、2018年6月までに必要な見直しを行うとされ、3月13日にCGコードの改訂案が金融庁から公表されました。

CGコード改訂案では、退職給付に関すると思われる原則が追加・変更されています。まず、原則2-6として「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」が追加されました。さらに、原則1-4の政策保有株式についての記載が全面的に変更され、補充原則が2つ追加されています。

＜企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞

上場会社の多くは年金制度を実施しており、年金資産の運用は従業員の資産形成だけでなく自社の財政状況にも影響を与えます。したがって、アセットオーナーである企業は、多くの利害関係者に影響を及ぼす年金資産の運用を適切に行う必要があります。さらに、アセットオーナーとして、運用を委託する機関に対して議決権行使や投資先企業との対話等を適切に行っているかをモニタリングすることで、投資先企業の企業価値向上を促すことが期待されます。多くの企業がアセットオーナーとしての活動を行うことになれば、企業価値向上を促すインベストメントチェーンの輪が広がり、結果的に日本企業全体の価値向上に繋がることでしょう。



＜政策保有株式＞

政策保有株式は、保有についての適切性や経済合理性を従来より強く求める内容に変更されています。また、追加された補充原則には、「政策保有株主から売却の意向を示された場合に売却を妨げるべきではない」、「政策保有株主との間で会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない」という内容が盛り込まれています。

会計上の年金資産である退職給付信託は、その多くが持合株式を拠出した株式版退職給付信託であると考えられます。CGコードでは、株式版退職給付信託が政策保有株式であるか年金資産であるかは明示されていません。いずれであったとしても、適切な説明が求められることになると考えられます。

1.年金制度関連

1-1. 厚生労働省、「確定給付企業年金の事業状況等（平成25～27年度）」を公表

- 厚生労働省が「確定給付企業年金の事業状況等」を初めて公表
- 昨年11月8日付の確定給付企業年金のガバナンスの見直しに対応するもの

～以下、メールマガジン「厚生労働省、『確定給付企業年金の事業状況等(平成25～27年度)』を公表(1/15)」転載～

厚生労働省は1月12日、「確定給付企業年金の事業状況等」を公表しました(※1)。平成25年度から平成27年度の3事業年度分が公表され、確定給付企業年金制度全体の統計情報(積立状況、運用の資産構成、運用利回り、貸借対照表、損益計算書等)が開示されました。

今回の統計情報は、はじめて公表されたものであり、昨年11月8日付の確定給付企業年金のガバナンスの見直しに関する「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う通知等の発出」(※2、3)に対応するものです。

改正後「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」(※4)の「6-(3)加入者等への業務概要の周知」について、「加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示する工夫を講ずることが望ましい。積立水準について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる。」とされたことを受けて、開示されたものです。

今回公表された統計情報によりますと、積立状況については、平成27年度で、継続基準1.18、非継続基準で1.20などとなっています。

<ご参考>

※1「確定給付企業年金の事業状況等(平成25～27年度)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062851.html>

※2「三菱UFJ年金ニュース No.450」

https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2017_131.pdf

※3「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183798.pdf>

※4「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183838.pdf>

1-2. 予定利率設定の年金数理人による確認とそのポイントについて

- 2018年1月以降を基準日とする財政再計算報告書には期待収益率を記載する必要あり
- 予定利率が期待収益率に基づき合理的に定められているか、年金数理人が確認

三菱UFJ年金ニュースNo.457(1/15)

ポイント

- 2017年1月の法改正により、2018年1月以降を基準日とする財政計算から、行政宛て提出する「財政再計算報告書」に積立金の運用収益の長期の予測(以下「期待収益率」)を記載することとなりました。
- 年金数理人が「予定利率が期待収益率に基づき合理的に定められているか」を確認するにあたってのポイントは以下のとおりです。
 - ・期待収益率が予定利率を上回っている場合、適正。
 - ・期待収益率が予定利率より低くても、積立剰余の水準を考慮すれば、当分の間積立不足に陥る可能性は低い場合、適正。
 - ・期待収益率が予定利率より低く、積立不足に陥るまたは拡大する懸念がある場合、合理的な理由が必要。
- 2018年4月より、原則すべての確定給付企業年金制度について、政策的資産構成割合の策定が義務付けられます。政策的資産構成割合の策定時はもとより、既に政策的資産構成割合を策定している場合を含め、予定利率と期待収益率との関係が適切になっているかどうか確認することをお勧めします。

1-2. 予定利率設定の年金数理人による確認とそのポイントについて

法改正と「財政再計算報告書」への期待収益率の記載

- ✓ 2018年1月1日以降を計算基準日とする財政計算から、2017年1月の法改正の反映（財政悪化リスク相当額の算定等）が必須になります。
- ✓ 予定利率の設定について法改正はなされていませんが、財政計算時に行政へ提出する「財政再計算報告書」において、従前から記載していた予定利率に加え、期待収益率を記載することとなりました。

<財政再計算報告書(抜粋)>

様式 C4-U 掛金計算基礎（財政再計算報告書）

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式		
予定利率 (%)	()	予定利率が期待収益率に基づき合理的に設定されているか。年金数理人が確認
基準死亡率に乗じた率		
加算		
受給者及び期待者	()	()
障害給付金受給者	()	()
【備考】		
確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号の積立金の運用収益の長期の予測	: 2.00%	備考欄に、期待収益率を記載します。

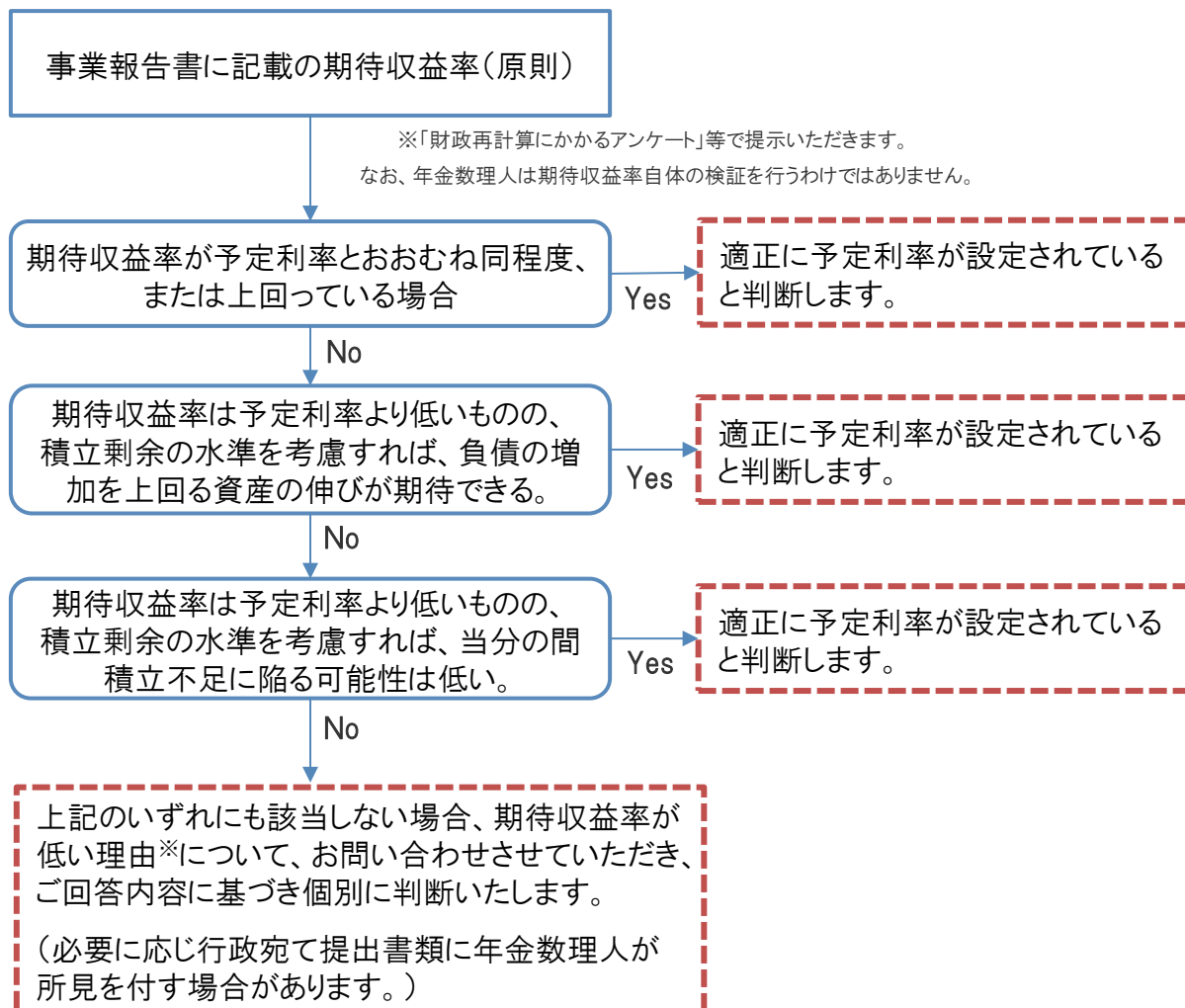
期待収益率記載で何が変わるか

- ✓ 法令上、予定利率は以下の基準に基づき定めることとされています。
 - 「積立金の運用収益の長期の予測に基づき、合理的に定められるものとする。」
(=期待収益率) (確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号)
但し、下限予定利率を下回らないこととされています。
- ✓ 今回の変更で、お客様の実務に影響する内容は以下の通りです(弊社総幹事の場合)。
 - ① (予定利率設定の基準や方法については何ら変わりません。)
 - ② 財政再計算時に、期待収益率を、弊社宛てご提示いただく必要があります。
 - ③ 期待収益率と予定利率の関係が「合理的」でないと懸念されるときは、弊社より、その理由についてご質問させていただき、場合によって「財政再計算報告書」に所見を付させていただきます。

1-2. 予定利率設定の年金数理人による確認とそのポイントについて

予定利率と期待収益率(弊社における確認の流れ)

✓ 財政計算の際、弊社では以下の流れで予定利率と期待収益率の整合性について確認を行います。



※ 期待収益率が低い理由としては、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 政策的資産構成割合については翌年度見直すこととしている。
- ・ 政策的資産構成割合に対して超過収益が期待できる実際のポートフォリオでは、必要な利回りを達成している
- ・ 特別掛金設定により過去の積立不足を解消しているところであり、この間の市場の急落による新たな不足金発生を防ぐため、運用リスクを抑制している。

1-2. 予定利率設定の年金数理人による確認とそのポイントについて

政策的資産構成割合策定時の期待収益率の確認の勧め

✓ 年金ガバナンス強化に伴う政策的資産構成割合の説明責任

- 2018年4月より、原則すべての確定給付企業年金に運用基本方針ならびに政策的資産構成割合の策定と加入者への周知等が義務化されるなど、年金ガバナンスが強化されます。
- 政策的資産構成割合策定時はもとより、既に政策的資産構成割合を策定している場合を含め、予定利率と期待収益率との関係が適切になっているかどうか確認することをお勧めします。
- (予定利率と比して)期待収益率の低いリスク抑制的な政策的資産構成割合を策定する際は、将来の年金財政に与える影響も含めて検討し、その合理性を関係者に説明できるようにしておくことが重要です(なお、政策的資産構成割合は変えず、許容乖離幅の範囲で実践ポートフォリオの資産構成割合を変更する運営方法もあります)。

✓ 期待収益率とリスクの事業報告書への記入について

- 財政決算時に作成する事業報告書には、政策的資産構成割合、期待収益率、リスク等を記載することになります。
- 前回の政策的資産構成割合策定時に算定した期待収益率とリスクを記載する方法、それ以降の市場見通しの変更に伴う、各資産の期待収益率等の見直しを反映させる方法があります(後者の場合、期待収益率が政策的資産構成割合策定時と変わってしまうことに留意が必要です)。

様式C6-イ

平成 年 月 日

事業報告書
(決算日)

基金番号 _____

1. 適用状況
実施事業所数及び加入者数 (単位:人)

実施事業所数	加入者数
--------	------

5. 資産運用状況
(1) 政策的資産構成割合等 (単位: %)

構成割合	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	合計
構成割合								

※ 小数点第2位を四捨五入とし、設定しない場合は「-」を記入すること。

期待収益率 %	リスク %	予定利率	調整率
------------	----------	------	-----

※ 小数点第3位を四捨五入。

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。 政策的資産構成割合に基づく期待収益率とリスクを記載 無

策定日: 年 月 日

1-3. 平成29年10月～12月の最低責任準備金 (期ズレなし)付利率は年16.63%(告示改正)

- 平成29年10月～12月における最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は16.63%(年率)

三菱UFJ年金ニュースNo.459(3/30)

ポイント

- 今般の告示改正※1により、最低責任準備金(期ズレなし)の平成29年10月～12月における利回りが16.63%(年率)※2とされました。
- 当該利回りは、平成29年10月31日から平成30年1月30日の間に代行返上・解散の認可を受けた厚生年金基金に、期間に応じて適用される予定です。
- 平成30年1月31日時点で存続する厚生年金基金には当該四半期毎の利回りは適用されず、平成29年度の利回り(平成30年8月公表予定)が適用される予定です。

※1 平成30年3月30日付厚生労働省告示第149号(平成26年厚生労働省告示第95号の一部改正)

※2 GPIFの平成29年度第3四半期の収益率(期間率)3.92%を年率換算したもの

1-3. 平成29年10月～12月の最低責任準備金 (期ズレなし)付利率は年16.63%(告示改正)

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率			期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		＜ご参考＞ 年度換算
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—			—	—	—
平成10年度	4.15%	—			—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%			(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%			4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%			3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%			3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%			1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%			0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%			4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%			2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%			6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%			3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%			▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%			▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%			7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%			▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%			2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%			9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.63%	▲3.63%			8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	5.47%	5.47%			11.61%	▲3.63%	7.59%
平成29年度	—	4月～6月 14.93%	7月～9月 12.42%	10月～12月 16.63%	▲3.63%	5.47%	▲1.43%
平成30年度	—	—			5.47%	—	—

今回確定分

1-4. 平成30年度の予定利率について(厚年、DB)

- 継続基準の下限予定利率 : 年0.0%
 - 非継続基準の予定利率 : 年1.24%
- ⇒一定の手続き※を前提に年0.992%~1.488%(×0.8~1.2)の範囲内で設定可能

三菱UFJ年金ニュースNo.460(3/30)

ポイント

平成30年度における以下の予定利率の改正が行われましたのでご案内します。

1. **継続基準**の下限予定利率:

年0.0%

(厚年基金※1、DB※2)

2. **非継続基準**の予定利率:

年1.24%

(厚年基金※3、DB※4)

⇒非継続基準の予定利率は、一定の手続き※5を前提に**年0.992%~1.488%**(×0.8~1.2)の範囲内で設定可能です。

※1 「「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について」平成30年3月30日年企発0330第2号
(「厚生年金基金の予定利率の下限等について」平成9年3月31日企国発第23号の一部改正)

※2 [平成30年3月30日告示第150号\(平成14年厚生労働省告示第58号の一部改正\)](#)

※3 [平成30年3月30日告示第152号](#)

※4 [平成30年3月30日告示第151号\(平成15年厚生労働省告示第99号の一部改正\)](#)

※5 厚年基金および基金型DB: 代議員会の議決
規約型DB: 被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意
(当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

☞前年度との比較等については次頁ご参照

1-4. 平成30年度の予定利率について(厚年、DB)

予定利率の設定方法と履歴

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(0.061%)と5年平均(0.339%)のいずれか低い率を基準に設定されています。
- ✓ 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(1.241%)を勘案して設定されています。

年度	厚生年金基金		確定給付企業年金	
	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準 (プラスアルファ部分)	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
H28	0.3%	1.76% (1.408%~2.112%)	0.3%	1.76% (1.408%~2.112%)
H29	▲0.1%	1.46% (1.168%~1.752%)	▲0.1%	1.46% (1.168%~1.752%)
H30	<u>0.0%</u>	<u>1.24%</u> (<u>0.992%~1.488%</u>)	<u>0.0%</u>	<u>1.24%</u> (<u>0.992%~1.488%</u>)

1-5. 厚年本体の平成29年度運用実績(弊社推計値)について

- 平成29年度の厚年本体利回り(弊社推計値)は6.8%

三菱UFJ年金ニュースNo.461(4/2)

ポイント

平成29年度(H29.4.1～H30.3.31)の厚年本体の運用利回りは
6.8%と推計されます。(弊社推計値)

(留意事項)

- 上記の率は平成29年度財政検証に用いる最低責任準備金付利率に係る推計値です。
(平成26年度財政決算からは「期ズレなし」が適用されました。)
- 例年8月頃に公表される実際の厚生年金保険本体の運用利回りとは異なる場合がありますので、取り扱いにはご注意ください。
- なお、第4四半期における時価変動以外のGPIFのポートフォリオ変動は織り込んでいないため、上記の率は実績と乖離する可能性があります。

厚年本体運用実績の推計方法

厚生労働省「平成24年度年金積立金運用報告書」、年金積立金管理運用独立行政法人「平成24年度業務概況書」、年金積立金管理運用独立行政法人HPより

	内容	推計方法
①市場運用分	年金積立金管理運用独立行政法人による市場運用	第3四半期までは公表値 第4四半期はベンチマーク収益率に基づき推計 (時価変動以外のポートフォリオの変動は見込まず)
②財投債引受け分	年金積立金管理運用独立行政法人による財投債運用(既引受分のみ)	過去の発行実績を基に全額満期まで保有する前提で推計
③財政融資資金預託金	年金特別会計で管理する積立金	コールレートをもとに推計

1-5. 厚年本体の平成29年度運用実績(弊社推計値)について

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率	期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
			4月~12月	1月~3月	
平成9年度	4.66%	—	—	—	—
平成10年度	4.15%	—	—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%	(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%	4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%	3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%	3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%	1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%	0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%	4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%	2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%	6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%	3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%	▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%	▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%	7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%	▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%	2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%	9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.63%	▲3.63%	8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	5.47%	5.47%	11.61%	▲3.63%	7.59%
平成29年度	6.8%(推計)※	6.8%(推計)※	▲3.63%	5.47%	▲1.43%
平成30年度	—	—	5.47%	6.8%(推計)※	5.80%(推計)※

※ 実績値は例年8月頃に公表されます。

2.退職給付会計関連

2-1. ASBJが実務対応報告第37号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」を公表

- ASBJが、マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率について、当面の間、現状の取扱いを延長することを公表

三菱UFJ年金ニュースNo.458(3/13)

ポイント

- 企業会計基準委員会は、3月13日に実務対応報告第37号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」を公表しました。
- 今回の実務対応報告は、実務対応報告第34号で示した取扱いのうち、適用時期について見直すものです。
 - 実務対応報告第34号では、退職給付債務等の割引率の基礎とする利回りについて、平成30年3月30日に終了する事業年度までに限定し、①利回りの下限としてゼロを利用する方法、②マイナスの利回りをそのまま利用する方法、のどちらも認めています。
 - 実務対応報告第37号では、いずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、取扱いを変更する必要がないと企業会計基準委員会が認める当面の間は第34号の取扱いを適用するとしています。期限を明示せず、現状の取扱いを延長することになります。
 - 本実務対応報告は、公表日以後適用されます。

3. その他のトピックス

3-1. リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について

- 平成30年4月1日現在、リスク対応掛金の導入件数は61件
- リスク分担型企業年金の導入件数は4件

～以下、メールマガジン「リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について4/2)」転載～

厚生労働省が平成30年4月1日現在のリスク対応掛金、リスク分担型企業年金の導入状況を公表しましたので、ご案内します。

○リスク対応掛金 61件(対前月比+31件)

○リスク分担型企業年金 4件(同+1件)

○特別算定承認※ 47件(同+3件)

※厚生労働大臣の承認を得て、財政悪化リスク相当額を個別の制度の実情にあった方式により算定するもの

<ご参考>厚生労働省「確定給付企業年金制度の主な改正(平成29年1月1日施行)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000145209.html>

3-2. 個人型DC(iDeCo)の加入者数、70万人を突破

- 個人型DCの加入者が70万人を突破(平成29年11月末現在)
- DC法改正により加入者範囲が拡大されたことが大きく寄与

～以下、メールマガジン「個人型DC(iDeCo)の加入者数、70万人を突破(1/5)」転載～

厚生労働省の公表によると、個人型DCの加入者数は、平成29年11月末時点で、70万人を突破し、71万2,081人に達しました(※1)。平成28年12月末の約30万人から11ヵ月で、加入者数は約40万人増加し、2倍以上の増加となっています(※2)。昨年1月のDC法改正にて、個人型DCの適用範囲が大幅に拡大され、企業年金のある会社員や公務員、主婦等が新たに加入対象となったことで、加入者数が急増しています。

さらに、今年1月から、掛金の拠出限度額および拠出時期の年単位化が実施され、従来よりも柔軟な掛金拠出が可能となります。改正前は、毎月、掛金を拠出するルールでしたが、改正後は、拠出単位期間内において、年1回以上の定期的な掛金拠出でよいこととされました(※3)。これにより、拠出限度額の未使用枠を繰り越し、賞与の支給月にまとめて拠出するようあらかじめ指定する等の拠出方法が可能となりました。

(ご参考)

※1 厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」平成29年11月30日現在(最新)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/sekou.html>

※2 個人型DCの加入者数の推移

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/300105dcsuii.pdf

(一定時間でURL先のファイルを削除いたします。ご了承下さい)

※3 12月から翌年11月までの12月間を拠出単位期間とし、区分した期間

(例:毎月、3か月、半年等)ごとの拠出も可。

3-3. 平成30年度の年金額改定について

- 平成30年度の年金額は据え置き
- マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分は繰り越しへ

～以下、メールマガジン「平成30年度の年金額改定について(1/26)」転載～

本日、厚生労働省は、総務省が消費者物価指数を公表したことを受け、平成30年度の年金額改定の内容を発表しました。これによると、平成30年度の年金額は、今年度と同額に据え置きとなります。また、マクロ経済スライド※による調整も適用されず、未調整分は繰り越されることとなります。

法律による年金額の改定ルールでは、新規裁定年金は名目手取り賃金変動率によって改定し、既裁定年金は物価変動率によって改定することになっています。ただし、「物価変動率 >0 $>$ 賃金変動率」の場合は、ともに年金額を改定しません。

改定の基準となる平成29年の物価変動率が0.5%、名目手取り賃金変動率がマイナス0.4%となったため、上述のルールによって平成30年度の年金額は新規裁定年金・既裁定年金ともに据え置きとなります。

※ マクロ経済スライドとは、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて算出されるスライド調整率(平成30年度は0.3%)を、物価・賃金変動率から控除することによって給付水準を調整する仕組みです。ただし、平成30年度のように年金額が据え置きとなる場合は、マクロ経済スライドによる調整は行われず、平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度以降に発生したマクロ経済スライドの未調整分が繰り越しの対象となります。

厚生労働省のプレスリリースについては、以下をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12502000-Nenkinkyoku-Nenkinka/0000192296.pdf>

3-4. 国立社会保障・人口問題研究所が「日本の世帯数の将来推計(全国推計)-2018年推計-」を公表

- 国立社会保障・人口問題研究所が日本の世帯数の将来推計を公表
- 推計結果では、総世帯数は2023年をピークに減少する見通し
- 高齢者世帯の増加が見込まれるため、企業年金制度などの私的年金の役割が益々高まる

～以下、メールマガジン「国立社会保障・人口問題研究所が「日本の世帯数の将来推計(全国推計)-2018年推計-」を公表(1/15)」転載～

国立社会保障・人口問題研究所は1月12日、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)-2018年推計-」を公表しました(※1)。2015年の国勢調査をもとに、2015年から2040年の25年間について将来推計を行いました。

推計結果では、総世帯数は2023年の5,419万世帯をピークに減少に転じます。

平均世帯人員も2015年の2.33人から2040年には2.08人まで減少の一途を辿ります。一方で、晩婚化、未婚化等の進展を背景に、単独世帯の割合は増加を続け、2015年の34.5%から2040年には39.3%となり、全世帯の約4割が一人暮らしとなる見通しです。

また、全世帯主に占める世帯主が65歳以上の高齢世帯の割合は、2015年の36.0%から2040年には44.2%へと大幅に上昇します。さらに、65歳以上世帯主に占める75歳以上世帯主の割合も46.3%から54.3%に増加し、世帯の高齢化が見込まれています。あわせて、65歳以上の独居率も、2015年から2040年の間に、男性は14.0%から20.8%、女性は21.8%から24.5%まで上昇する見込みです。

今後、高齢者の単独世帯が増加することをふまえ、現役時代からの資産形成に対する期待と企業年金制度など私的年金の役割が益々高まります。

<ご参考>

※1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)-2018年推計-」

<http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2018/t-page.asp>

3-5. 三菱UFJリサーチ & コンサルティング 「新しい私的年金に関する3つの政策提言」を発表

- MURCが「新しい私的年金に関する3つの政策提言」を発表

～以下、メールマガジン「三菱UFJリサーチ & コンサルティング(MURC)『新しい私的年金に関する3つの政策提言』を発表(1/15)」転載～

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社(以下、MURC)は、1月12日に「新しい私的年金に関する3つの政策提言」を発表しました。

本政策提言は、MURCが事務局となり、神戸市外国語大学中嶋圭介准教授を座長とし、弊社もメンバーとして参加した「新しい私的年金に関する研究会」がまとめた政策提言書です。

本研究では、2014年時点の所得代替率により、85歳時点で金融資産が枯渇する世帯割合は36.9%であるが、マクロ経済スライド調整期間が終了する予定の2050年においては、所得代替率が低下(公的年金の水準が低下)することにより、約半数の48.8%の世帯で枯渇すると指摘しました。

これに対して、30～59歳の所得(税引後)の10%を資産形成に回すことで、金融資産が枯渇する世帯を31.9%(約17%減少)に減少させることが可能としました。また、上記とは別に65～74歳で年間100万円の追加的な就労所得を得ることにより、金融資産が枯渇する割合を31.4%(約17%減少)に減少させることができました。

公的年金を補完する自助の必要性として、早期の資産形成と高齢期の就業促進が必要であると、以下の3つの政策提言を行いました。

<3つの政策提言>

- (1)『企業年金がないすべての被用者に対して脱退選択(オプトアウト)可能な確定拠出型企業年金を導入する。

その際、本人の年金口座への直接的な財政支援を行う。』

これは、企業年金の適用率が減少傾向にある中、企業年金がないすべての被用者に対して、自動加入(オプトアウト可能)となる確定拠出型企業年金を導入するものです。その際、掛金の所得控除ではなく、本人の年金口座に、直接、税制優遇等の財政支援を実施するものです。

- (2)『企業年金および退職一時金受取の年金化を促進することにより高齢期所得に安定性をもたらす。』

これは、退職一時金制度の受け皿となる確定拠出型年金への移換を可能とし、さらに年金での受給選択を促すものです。

3-5. 三菱UFJリサーチ & コンサルティング 「新しい私的年金に関する3つの政策提言」を発表

(3)『公的年金支給開始年齢の高齢期のオープンエンド化と高齢就労促進によって、長寿リスクに備えるとともに高齢期所得に厚みをもたらす。』

これは、公的年金の支給開始年齢の70歳以上への繰り延べを可能としたり、就労状況にあわせて公的年金の受給を一時的に停止・縮小できるような柔軟な制度とすることにより、高齢期の就労を促進するものです。

<ご参考>「新しい私的年金制度に関する研究会」政策提言及び参考レポート

http://www.murc.jp/publicity/press_release/press_180112

3-6. 新たな「高齢社会対策大綱」閣議決定

- 政府が新たな「高齢社会対策大綱」を閣議決定
- 年齢による画一化を見直し、全ての世代の人々が活躍できるエイジレス社会の実現に向けた指針を策定

～以下、メールマガジン「新たな「高齢社会対策大綱」閣議決定(2/19)」転載～

2月16日、政府は新たな「高齢社会対策大綱」を閣議決定しました。

本大綱は、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針を示したものであり、おおむね5年を目処に見直しが行われているものです。(現大綱は平成24年9月に閣議決定)

新たな大綱では、65歳以上を一律に高齢者とみる一般的な傾向が現実的なものでなくなりつつあるとし、年齢による画一化を見直し、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会の実現に向け、就業・所得、健康・福祉等各分野の施策に関する指針が定められました。なお、就業・所得分野については、次のような指針が盛り込まれています。

(1) エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備

- ・65歳までの定年延長や65歳以降の継続雇用延長を行う企業への支援を充実させ、高齢者の雇用に関する各種助成制度や給付制度等の有効な活用を図る

(2) 公的年金制度の安定的な運営

- ・決められた収入の範囲内で、年金の給付水準を確保すべく、長期的視点に立って年金制度を運営する
- ・70歳以降の受給開始を選択可能とするなど、年金受給者に柔軟で使いやすい制度へ改善に向けた検討を行う
- ・在職老齢年金について、年金財政に与える影響も考慮しつつ、制度の在り方について検討する短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、更なる被用者保険の適用拡大に向けた検討を進める

(3) 資産形成等の支援

- ・公的年金を補完し、高齢期の所得確保を支援する重要な役割を担っている私的年金制度の普及・充実を図る
- ・高齢期の生活を確保するためには計画的な資産形成を進めることが重要であることから、資産形成を開始するきっかけが得られるよう職場環境の整備を促進する
- ・高齢期に不安なくゆとりある生活を維持するために、それぞれの状況にふさわしい金融商品・サービスの提供を促進する

3-6. 新たな「高齢社会対策大綱」閣議決定

日本は人口減少社会、高齢者社会を迎えています。政府は、全ての世代の人々が安心して暮らせるよう、全ての世代の人々が積極的に参画する一億総活躍社会を構築するための施策を推進することとしています。

(ご参考)内閣府 高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)

<http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/h29/hon-index.htm>

3-7. 金融庁、コーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表

- 金融庁がコーポレートガバナンス・コード見直しに向け、改訂案を公表
- 新たに、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮が求められる

～以下、メールマガジン「金融庁、コーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表(3/14)」転載～

コーポレートガバナンスコード(以下、CGコード)とは、2015年に金融庁と東京証券取引所が導入したものです。昨年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、企業の収益性向上のため、2018年6月までに必要なCGコードの見直しを行うとされていました。

企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、金融庁は「CGコードの改訂案」及び「投資家と企業の対話ガイドライン案」(以下、対話ガイドライン)を3月13日に公表しました。「対話ガイドライン」では「CGコード」の改訂に合わせて、機関投資家と企業との間で重点的に議論することが期待される事項がまとめられており企業年金に関連する事項も含まれています。

<CGコードの主な改正>

(1)企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮(新規)

「CGコード」では新たに企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮が求められ、「対話ガイドライン」にも同様の事項が盛り込まれました。企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである、としています。

(2)政策保有株式(改訂)

政策保有株式について、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかとの指摘もあり、投資家と企業の間でこれまで以上に深度ある対応が行われることが重要であり、また、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など政策保有に関する方針を開示すべきである、としています。

<ご参考>

コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について(案)

<http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryou/20180313/01.pdf>

コーポレートガバナンス・コード(改訂案)

<http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryou/20180313/02.pdf>

投資家と企業の対話ガイドライン(案)

<http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryou/20180313/03.pdf>

3-8. 金融庁、「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」に関する意見募集開始

- ・「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」に関する意見募集は2018年4月29日まで

～以下、メールマガジン「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」に関する意見募集開始(3/28)」転載～

「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」(以下、対話ガイドライン)に関する意見募集が開始されましたので、ご案内します。意見募集期限は、2018年4月29日です。

<経緯>

- ・金融庁は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、「コーポレートガバナンス・コードの改訂案」(以下、CGコードの改訂案)及び「対話ガイドライン」を公表(平成30年3月13日)
- ・「スチュワードシップ・コード及びCGコードのフォローアップ会議」の提言(「CGコードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」)を受け、「対話ガイドライン」を取り纏め、意見募集を開始(平成30年3月26日)

<「対話ガイドライン」の概要>

- ・「対話ガイドライン」は、「CGコード」の改訂に合わせて新たに策定されたもので、機関投資家と企業との間で重点的に議論することが期待される事項が纏められている
- ・企業年金に関する事項として、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮、政策保有株式の適否の検証等が含まれる(※)

(※詳細は、平成30年3月14日配信の「金融庁、コーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表」をご参照ください。)

なお、「CGコードの改訂案」につきましては、東京証券取引所において、後日公表予定とされています。

<ご参考>

○パブリックコメント案件詳細『「投資家と企業の対話ガイドライン」(案)の公表について』

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=225017038&Mode=0>

○「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000172175>

3-8. 金融庁、「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」 に関する意見募集開始

○「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000172176>

○金融庁HP「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」の公表
について

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180326-1.html>

4. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(平成30年1月～3月)

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成30年1月～3月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成30年 1月	リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について		(○)		
	個人型DC(iDeCo)の加入者数、70万人を突破		○		
	予定利率設定の年金数理人による確認とそのポイントについて		○		
	厚生労働省、「確定給付企業年金の事業状況等(平成25～27年度)」を公表		○		
	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(MURC)「新しい私的年金に関する3つの政策提言」を発表				○
	国立社会保障・人口問題研究所が「日本の世帯数の将来推計(全国推計)-2018年推計-」を公表				○
	平成30年度の年金額改定について	○			
平成30年 2月	リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について		(○)		
	新たな「高齢社会対策大綱」閣議決定				○
	マイナス金利下の割引率の取扱いは、次回委員会にて議決へ			(○)	
平成30年 3月	リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について		(○)		
	マイナス金利下における割引率の取扱いが決定			(○)	
	ASBJ(企業会計基準委員会)が実務対応報告第37号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」を公表			○	

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成30年1月～3月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成30年 3月	金融庁、コーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表				○
	金融庁、「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」に関する意見募集開始				○
	平成29年10月～12月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率:年16.63%(告示改正)		○		
	平成30年度の予定利率について(厚年、DB)		○		

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

MEMO

MEMO

MEMO

-
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
 - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
 - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))